

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 田園整備課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長田園第2018号
委 託 業 務 名	八木浜排水機場ポンプ点検業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八木浜町
業 務 の 概 要	ポンプの開放点検・補機点検 一式
契 約 期 間	令和6年5月9日 から 令和6年7月19日 まで
契 約 年 月 日	令和6年5月8日
契約金額(税込)	770, 000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 長浜市小堀町101番地2 [名 称] 滋賀工業株式会社
契 約 相 手 方 選 定 理 由	滋賀工業株式会社は平成25年度にポンプの点検業務を受託しており、当時の報告書作成のための詳細なデータを保有している。 八木浜排水機場は昭和53年に設置され、ポンプの耐用年数を経過していることから、ポンプ等の更新が必要な施設であるが、稼働時間が少ないことから現在も稼働できる状態である。 このような特殊な使用状態であるため、施設の維持管理は経年劣化の進行速度を把握することが需要となる。過去のデータを保有している滋賀工業株式会社と随意契約することによって過去データとの比較が可能となり、劣化の進行程度の把握した適正な補修計画を作成ができることから、当該業者と随意契約する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。